

南あわじ市法蔵寺所蔵天正九年羽柴秀吉禁制

前田 徹

はじめに

小稿では、南あわじ市市市いちいち所在の法蔵寺に所蔵される羽柴秀吉禁制とその関連文書を紹介する。

秀吉禁制は天正九年（一五八一）十一月日付けのもので、「淡路四草」^①と総称される近世淡路の地誌類では、文政八年（一八二五）成立の『淡路草』^②以来順次掲載され続けてきた史料である。近年刊行の『豊臣秀吉文書集』^③でも、『淡路名所図会』^④から収録されており、すでに先行研究において引用するものも少なくない。^⑤

ただし、『兵庫県史』史料編には収録されておらず、また、『三原郡史』^⑥では別の個人が所蔵している写しが写真で掲載されるにとどまっている

など、これまでの紹介状況は十分とはいえない。また、この禁制はその由来をまとめた寛文元年（二六六一）の文書と合わせて伝えられている。由来書の記述は、戦国最末期の淡路地域社会の一面面をうかがわせるもので、淡路では類例の少ない重要なものといえる。そこで小稿では、この禁制を関連する近世史料とともにあらためて紹介することとしたい。

一 再調査の経緯と史料釈文

法蔵寺が所在する市市地区（近世の市村）は、三原平野の中央部にあり、地区名は古代国府の市に由来すると伝えられている。地区の中心に戎神社（現事代主神社）と法蔵寺とが隣接して並び、

法蔵寺は廃仏毀釈までは戎神社の別当寺であった。法蔵寺のやや南方には国司館跡と伝承される地があるほか、北方の榎列えなみ小榎列地区には府中八幡神社がある。淡路国府所在地もこれら市市、市十一ヶ所、市三条各地区を合わせた一帯に比定する説が有力である。法蔵寺は、こうした古代以来の三原郡の中心地帯に立地している。

法蔵寺所蔵文書については、兵庫県立歴史博物館が一九九六年に実施した三原郡総合調査の中で調査していた。この際作成された資料カードには、秀吉禁制とともに関連する近世文書二通も写真付きで残されている。

淡路地域を対象とした当館の総合調査成果は、二〇〇〇年に洲本市立淡路文化資料館で開催した展覧会とその図録『海と山と花の国―淡路の歴史と文化―』⁽⁷⁾にまとめられたものの、この際には法蔵寺所蔵文書は出品・収録されなかった。その後も成果公表の機会に恵まれないままとなっていたが、このたび、ひょうご歴史研究室において資料カードの再整理が行われた過程で重要性を再認知することとなり、あらためて原本調査を行うこと

になった。再調査は二〇二一年七月七日に実施した。歴史研究室の藪田貫・坂江渉と、学芸課の前田・山口奈々絵が担当し、南あわじ市教育委員会社会教育課各位の同行も得た。快くご協力いただいた住職畑中随歎師、檀家総代木下弘康様に篤くお礼申し上げる。

続いて、史料の釈文をあげる。なお、史料一・二の釈文は歴史研究室の福永明子氏の作成である。また、史料一・二は本誌扉口絵ⁱに写真を掲載する。

史料一 羽柴秀吉禁制 三一・四×四九・六

ほうない
むら
以上
こや共

禁制

- 一、当手軍勢乱妨狼藉之事、
- 一、放火之事、
- 一、此在所於猥儀者一錢切之事、

右条々堅令停止畢、若違犯之輩在之者、速可処嚴科者也、仍下知如件

天正九年十一月日 筑前守（花押）

史料二 御禁制書頂戴之事 二七、八×七七、一

御禁制書頂戴之事

一、橋羽^(羽柴)筑前守様天正九年十一月二西国江御下向之刻、播州方当御国へ御着船、志知北村御城主 賀藤左馬之助様へ御立寄り被為 遊候、其節之儀、輕々敷御下立処難儀仕折節、先祖市村庄屋仁左衛門・小井村庄屋喜次郎太夫、当御国野口万五郎^(孫)様相頼、志知北村御城へ罷出、樽拾丁并八木式拾俵指上申処、殊之外御感ニ思召御目見江被為 仰付候、指上申兩種之内樽拾丁御受納、米之儀当分御手支無御座由御指戻被為 遊候、依之願之儀無之哉と被為 仰出候、此節乱妨ニ而村々居住難成迷惑仕候而、中河内と申山古城御座候而、近郷之者共彼地へ罷越小屋掛等仕罷在候、奉願候者近郷之者共中河内・峯河内・北河内右三谷之内へ取込居申候間、居住罷成申様ニ被為 仰付被為下候ハ、難有可奉存由願

出候分、早速御承知被為 遊、御禁制書頂戴仕、其後安堵仕罷在、至只今右三谷之山傍内六村自由ニ刈取、他郷之者老人も入不申候、右之趣自先祖段々申伝者也、

森崎伊兵衛

寛文元年丑正月十一日

史料三 乍恐奉願上御訴訟之事写 原本所在不明

乍恐奉願上御訴訟之事

一、中ノ河内山三谷之儀、先年方御赦免地ニ被為 仰附候御事、左ニ申上候、

一、筑前守様天正九年当国江御入被為 遊、方内六ヶ村庄屋共へ御目見へ被為仰附候節、右六ヶ村百姓共方右之山小屋戻ニ御願申上候処、被為遂聞召、右六ヶ村拝領被為仰附、御朱印被為下置頂戴仕候御事、

一、嶋田大隅様御代ニ茂、右山之義御赦免地之趣申上候処、被為遂聞召、先年之通被為仰附候御事、

一、三善様御代ニ茂右同断ニ被為仰附候御事、

一、加藤左馬助様御領相成候節も右同断ニ被為仰附候御事、

一、当御代渡部喜左衛門様御代官所御勤被為遊候節、地頭方村右山入相ニ可仕と申出候ニ附、出入ニ相成、則喜左衛門様御役所ニ而双方対決仕候処、先年通方内六ヶ村へ被為仰附候御事、

一、此度野山背松之儀、被為仰附奉畏候、右ニ附中ノ河内山之義も相改申上候儀、慥ニ被為仰附候得共、右山之儀者先御代々々御赦免地ニ被為仰附拝領仕居申山之義ニ候へハ、乍恐奉願上候、此度相改背松植之義、御慈悲之上ヲ以、御赦免被為遊、先格之通被為仰附被下候ハ、難有可奉存候、
右之通宜被仰上可被下候、以上、

市村請持地頭方村庄屋

承右衛門

明和四亥ノ年十一月廿七日

同 飯山寺村庄屋

勝右衛門

同 徳長村庄屋

同 三条村庄屋 七郎兵衛
又五郎

善光寺村庄屋

直兵衛

小井村庄屋

市郎兵衛^印

久保中原両所請持

文左衛門^印

浦壁村庄屋

正左衛門

池沢宇左衛門殿

田村友左衛門殿

石川林治殿

史料一は軍勢の乱暴狼藉を禁じる三箇条禁制で、秀吉の花押にややゆがみがあるようにも見受けられるが、本文を含めて書風や筆勢はよく、正本とみて問題ないと考える。日付の天正九年（一五八一）十一月は、羽柴秀吉勢の淡路進攻の時期にあたる。史料二は史料一の由来を寛文元年（一六六

一)に森崎伊兵衛なる人物がまとめたもので、写しの可能性もあるが現状では確定し難い。史料三は「中ノ河内山三谷」に対する「方内六ヶ村」の権利が、中世の三好氏等以来徳島藩に至るまで歴代の領主から認められてきた経緯をまとめ、山の背松植えの免除を求めた明和四年(一七六七)の訴状の控えである。

現在法蔵寺で確認できる秀吉関連文書は史料一・二のみであり、史料三は所在不明である。また、一九九六年の資料カードでは、史料二の後に、史料一の写しがあったことがわかるが、現状は史料二の直後で料紙が裁ち切られた状態で表装されている。資料カードの写真からは、一九九六年の調査時点では史料一は現状とは別の一通一巻の卷子装、史料二・三は表装なしの折りたたみ状態であったと判断できる。現状は史料一・二ともに各一通一巻の状態で卷子に仕立てられている。この表具は二〇〇〇年に改装されたものである⁸⁾。

続いて、史料一・二を中心に、各史料の注目点をみていきたい。

二 天正九年禁制

まず、史料一の伝来については、淡路四草からその転変がうかがえる。『淡路草』⁹⁾では「当村の村長が家に所持」、『堅磐草』¹⁰⁾では「市村平左衛門所持」とされているが、『味地草』¹¹⁾では、「享保十三年の官録に、上件の一書は先の村長伊左衛門が家に伝ふと見へたり、此家滅して後ハ法蔵寺に所蔵す」とされている。これらから『堅磐草』が成立した天保年間ごろまでは市村の庄屋層の家に伝来し、その後法蔵寺に移ったと理解できる。

また、淡路四草からは、この禁制とほぼ同文で同日付のものが、三原郡掃守村(旧三原町)¹²⁾、津名郡檜原下村(旧津名町)¹³⁾、机浦(旧北淡町)¹⁴⁾にも伝わっていたことがわかる。これらはいずれも、文書料紙の枠を示しつつその中に花押の模写を含めて写し取る形で掲載されており、いずれも正本で伝来していた可能性が高い。天正九年(一五八一)十一月の秀吉勢進攻の中で、広く淡路の村々に同文の禁制が発給されていたことがうかがえよう。

さて、秀吉勢の淡路進攻については、近年議論があらためて深化している。核となる史料の年代比定の訂正など史料批判を進展させながら、現在は天正九年十一月に一気に進攻したとみる説と、同年の秋ごろから順次進攻が進められていたとみる説とが併存する状況にある。¹⁵ こうした研究を踏まえながら関連史料をみると、天正九年十一月の秀吉は、十七日ごろに明石から岩屋城（旧淡路町）攻撃に渡海し、二十日ごろに姫路に帰陣したことがわかる。また、この間洲本などを攻撃したとする史料もあるが、この点については史料的評価が定まっていない状況にある。

こうした経緯と突き合せると、この禁制はまずは十一月中旬に淡路へ出陣した秀吉勢が発給したものとみて問題ない。ただし、秀吉自身の淡路滞在は数日程度のごく短期間であった。後述するように史料二では秀吉が三原郡志知で住人等と対面の上で発給したとされているが、これが事実か否かは現在のところ不明とせざるを得ない。

ただし、この点を考える上での参考になる史料が淡路四草に見受けられる。『淡路草』、『味地草』

所載の檜原下村伝来年欠十一月十八日付け浅野長吉・仙石秀久書状¹⁶である。

史料四 浅野長吉・仙石秀久書状

其元江惣人数於越者、我等共も可差越、其上筑州様御判取候而可遣候間、在所不立退様ニ可仕候、少茂不可有異儀候、謹言、

仙石権兵衛

十一月十八日 秀久（花押）

浅野弥兵衛

長吉（花押）

ひその原

百姓中

この文書も『淡路草』、『味地草』には写し取られ、『津名町史』本編¹⁷でも利用されているが、『兵庫県史』には未収のものである。浅野・仙石両名から檜原村百姓中に宛てて、在所から立ち退かないうようにと伝えている。「筑州様御判取候而」とは、この文書とともに檜原下村に残されていた天

正九年十一月の秀吉禁制を指すとみるのが自然であろう。

この文書は、秀吉勢の進攻にあわせて、仙石・浅野が狼藉禁止の秀吉禁制発給の意思を示しつつ、住人等の立ち退きを防ごうとしていたことを示している。住人等は秀吉勢の接近に伴って、乱暴狼藉から身を守るために避難の動きをみせていたのである。

こうした檜原村の事例においては、檜原村の住人等と直接対応していたのは浅野・仙石となる。この十一月十八日に秀吉が淡路のどこにいたのかはやはりわからないが、この事例を念頭に置くと、淡路四草に掲載された各所の秀吉禁制の中には、このほかにも浅野や仙石といった配下の武将をとおしての発給であったものが含まれている可能性も考えるべきではないか。

さて、この禁制は宛所が「ほうない／むむら／こや共」とされている。この点については史料二・三と合わせて検討することとしたい。

三 寛文元年由来書写

つぎに史料二をみていく。この史料で注目されるのは、禁制発給の経緯をめぐる記述から、戦国末期の淡路における村落の姿が垣間見える点である。由来書のあらすじは次のようなものである。

天正九年（一五八一）十一月に、羽柴秀吉が西国下向の途中で淡路志知城の加藤左馬助のもとに立ち寄った際のこと、そのころ淡路国内が乱れ諸人が難儀していたため、市村庄屋仁左衛門と小井村庄屋喜次郎大夫が、野口万五郎孫の仲介で秀吉に酒と米を献上した。すると秀吉は喜んで面会し、酒のみを受け取った上で何か願ひ事はないかと尋ねた。そこで村側が、当節の混乱で村々に居住が難しく、住人等は中河内という山の古城付近に小屋掛けをして避難しているので、これら中河内・峯河内・北河内の三谷に避難しているものたちの帰住を命じてほしいと願ったところ、秀吉は直ちに承知し、この禁制を授与した。これ以後現在も、中河内・峯河内・北河内の山は「傍内六村」が自由に利用しており、他郷の者は一人も立ち入らせていないと先祖から伝えられている、といった趣旨のものである。

こうした記述は、志知城主を加藤左馬助（嘉明）とする点など、やや後年の事実との混同などが散見される。天正九年十一月の志知城主としては、実際はこの文書で仲介人とされる野口孫五郎（長宗）¹⁸が妥当である。近年の研究を踏まえれば、野口氏はこの時の秀吉勢進攻によって旧領である志知に帰還したことになる。また、史料二では秀吉は「軽々敷御下り」とされているが、実際は軍事進攻であったことは明白である。さらに、住人らの山への避難は国内の乱れ（「当御国乱妨」）のためとするが、これも前掲の史料四が示す状況も踏まえて考えれば、実際は秀吉勢の進攻からの避難とみるのが素直であろう。こうした記述の不正確さは、ひとつには単純な誤伝によるとも考えられるが、あるいは領主への抵抗と読み取られことを憚って意図的に改変された部分もある可能性も考慮すべきであろう。

このように、史料二の記述は細部の事実関係においては誤認や意図的な改変の可能性もうかがえる。しかし、秀吉勢の淡路進攻にあたって住人らが山へ避難し、帰住のために礼物を献上して禁制

を発給してもらった、といった話の本筋自体は、一九八〇年代以来藤木久志氏らによって展開された「自力の村」論の成果を参照すれば、相当程度事実を伝えたものとみてよいであろう。

藤木氏は、全国各地の豊富な事例をもとに、戦国期の戦乱のなかで、山野や寺社、領主や村の城などの様々な避難所に待避し、礼錢を支払って制札を受領して帰村するといった村々の姿を活写している¹⁹。史料二に示された大筋は、まさにこうした研究が明らかにしてきた戦国期村落の戦乱への対処方法そのものといえる。史料二は淡路における戦国期村落の姿の一端を垣間見させてくれる文書として興味深いものである。

四 「ほうないむゝら」と「中河内」

つぎに、史料一の宛所としてみえる「ほうないむゝら」について検討しておきたい。これは音通からみて、史料二にみえる「傍内六村」、史料三の「方内六ヶ村」と同一のものと判断できる。

これらの解釈については、淡路四草がこの文書

に付けている注記によるべきであろう。この文書の写しを掲載する『淡路草』、『堅磐草』、『味地草』には、いずれも同趣旨の注記がつけられており、最も整理されている『味地草』⁽²⁰⁾によれば、「保内六村とハ、市村、三条村、善光寺村、小井村、浦壁村、壇村を云、一説に浦壁村を除きて久保村を入れる、壇・久保と云ハ、隣里の社家村に其名ありと云、保内は庄内と云が如し」とされている。

ここで「保内は庄内と云が如し」とされているように、「ほうない」、「傍内」、「方内」とは、近世地域社会でもしばしば中地域名として用いられた中世由来の荘郷名としての「保」の内と理解してよい。市村周辺は、鎌倉期の淡路国大田文所⁽²¹⁾載の荘郷としては上田保⁽²²⁾に比定されている。「上田保」とは、この周辺が国府比定地となっていることを勘案すると、「国府田」⁽²³⁾が転訛した保名と考えられよう。

そして、こうした「ほうない」に続く「むら」、⁽²⁴⁾「六村」、「六ヶ村」についても、上田保内の六ヶ村という意味で理解できる。具体的には『味地草』が説明するように市村以下の六村を指すとみてお

きたい。ただし、『味地草』も両論併記しているように、六村の具体名の確定は今後の課題とせざるを得ない。また、史料一の宛所で「むら」に続いている「こや共」も、史料二・史料三に住人等の山中での仮住まいとしてみえる「小屋」と解釈してよいであろう。

さらに、史料二で六村の住人等が避難したとされる「中河内」などの山についても、淡路四草に参考となる記述がみられる。『味地草』によれば、浦壁村の項に「中ノ河壘」⁽²⁵⁾として古城が紹介されており、ここにも史料二の筋に類似する秀吉にまつわる逸話が載せられているのである。⁽²⁶⁾

この中ノ河城は、浦壁村の東南部、諭鶴羽山麓の山間部に所在する古城で、『淡路草』、『味地草』などでは北西の山麓部に存在した栗原城とともに島田大隅守一族の古城として記載されている。栗原城、中ノ河城と島田氏については、すでに地域史や城郭史からの一定の蓄積がある。⁽²⁷⁾これらによりながら、『味地草』に掲載された挿図をみていくと、中ノ河城の郭が描かれた尾根の周囲に、「南ノ河谷」、「中ノ河ノ谷」、「北ノ河」と記され



本稿関連地図 基図：国土地理院発行電子地形図25000（2021年12月調製）
 ※「北ノ河」など明朝体の地名は、『味地草』巻二十四浦壁村項の挿図「栗原古城」による。

た谷があり、さらに南ノ河谷には「小屋場」と記される地点までもが示されている。これらの現地比定は前頁の地図に示したとおりであり、史料二・三にみえる中河内・峯河内・北河内の「三谷」は、この周辺の山野とみて大過ないであろう。⁽²⁵⁾

おわりに

小稿では、法蔵寺所蔵の天正九年（一五八一）羽柴秀吉禁制を関連する近世文書とともに紹介した。史料二・三、および『淡路草』など淡路四草に記載された秀吉禁制発給の由来は、戦国最末期の村落の姿をうかがわせるものとして興味深い。近年の研究によって明らかにされてきた戦国期村落の戦乱への対処の方法と同様の行動様式を読み取ることが可能であり、こうした由来を記した史料二などは、淡路における戦国末期の村落・地域社会の姿を探る上で重要な史料といえる。

また淡路に即していえば、そもそも戦国期に関する一次史料の残存自体が僅少である。さらに淡路四草に写しの形で収録されているものの、現在

原本が確認できないものも少なくない。こうした史料状況からみても、これらの史料は淡路地域史において貴重なものといえよう。

そのほか、史料二・三が示すように、「保内六村」の山への避難の事実は、近世社会においては上田保内六ヶ村の入会山としての権利の由緒につなげて語られていた。こうした記述は、史料一が存在に、近世の地域社会が一定の現実的な有効性を付与していたことを示している。秀吉禁制の伝来のあり方を考える上でも興味深い事例といえよう。

ただし、中河内山などの入会山としてのあり方、あるいは「保内六村」と中世上田保全体との関係など、現地の状況については今後なお聞き取り調査も含めて史料を探索しながら理解を深めていく必要があるだろう。小稿は概要紹介に止まるものであり、今後さらに調査検討を進めていければと考えている。

(1) 『常磐草』、仲野安雄著、享保十五年（一七三〇）

自序、重修版は宝暦八年（一七五八）ごろ成立（刊本復刻版は『重修淡路常磐草』、臨川書店、一九九八年）、『淡路草』、藤井容信・同彰民著、文政八年（一八二五）成立（影印本は全二冊、名著出版、一九七五年）、『堅磐草』、渡辺月石著、天保三年（一八三二）序（影印本は全二冊、臨川書店、二〇〇三年）、『味地草』、小西友直・同錦江著、安政四年（一八五七）成立（影印本は全五冊、名著出版、一九七二〜七四年）の四書。

(2) 卷之六下、市村項。『淡路草』については註(1)参照。

(3) 吉川弘文館、二〇一五年。

(4) 暁鐘成著、嘉永四年（一八五二）序（刊本は臨川書店、一九九五年）。

(5) 淡路を対象とする中世一は一九八三年刊行。

(6) 一九七九年。

(7) 当館編、二〇〇〇年。

(8) 市史談会編『ふるさと市のかたりべ』（市地区公民館、二〇〇四年）参照。

(9) 註(2)参照。

(10) 卷五ノ上。『堅磐草』については註(1)参照。

(11) 卷二十四、市村項。『味地草』については註(1)参照。

(12) 『味地草』卷十九、掃守村項。

(13) 『淡路草』卷之四中、檜原上村項、『味地草』檜原上村項。ただし、『常磐草』卷四、『堅磐草』卷三と

ともに、本来は檜原下村に伝来していたとされている。

(14) 『味地草』卷十一、机浦項。

(15) 尾下成敏「羽柴秀吉勢の淡路・阿波出兵」（『ヒストリア』二二四、二〇〇九年）、藤井讓治「阿波出兵をめぐる羽柴秀吉書状の年代比定」（『織豊期研究』一六、二〇一四年）、谷口央「八月五日付生駒甚介宛（羽柴）筑前守秀吉書状について」（『松代』三一、二〇一七年）、中平景介「織田・毛利戦争と淡路」（『駒沢史学』九四、二〇二〇年）、藤田達生「織田政権の淡路統一」（『織田政権と本能寺の変』塙書房、二〇二二年）など。

(16) 註(13)参照。

(17) 一九八八年。

(18) 史料二では「万五郎」とされているが、『味地草』卷二十七、松本村項など淡路四草所収の志知松本村伊勢明神社天正四年（一五七六）十月十日付け棟札より孫五郎長宗が正しい。

(19) 「村の隠物」（『村と領主の戦国世界』、東京大学出版会、一九九七年）、『雑兵たちの戦場』（朝日新聞社、一九九五年）、『戦国の村をゆく』（朝日新聞社、一九九七年）、『城と隠物の戦国誌』（朝日新聞社、二〇〇九年）など。また禁制論に関しては、峰岸純夫「秀吉軍関東襲来時の戦場の中の文書」（『中世 災害・戦乱の社会史』、吉川弘文館、二〇〇一年）も参照。

(20) 註(11)参照。

(21) 皆川文書(『兵庫県史』史料編中世九、一九九七年)。

(22) 「国府」を約めて「こう」と読む地名は山梨、愛知、三重、大阪など各地に多数みられる。

(23) 『淡路草』卷之六下、浦壁村項、『味地草』卷二十四、浦壁村項。

なお、『淡路草』では、「承応^(一六五三)二年久保村(社家村内の勝示〔集落〕名)の長某残書中に云」として、志知の秀吉に六ヶ村が米や酒とともに中ノ子山切取願書を提出したところ、秀吉から「御書面頂戴、陣場にての造用、小屋銭をも御免あり」とされており、『味地草』もほぼ同様の逸話を載せている。必ずしも十分な史料ではないが、法蔵寺所蔵の禁制とは別に、陣役・小屋銭を免除する秀吉文書が発給されていた可能性は考えてよいのではないか。

(24) 片山嘉一郎編『淡路之誇』上(実業之淡路社、一九二九年)、新見貫次「淡路古城記」(『淡路地方史研究会会誌』八、一九七一年)、『日本城郭大系』一二 大阪・兵庫(新人物往来社、一九八一年)、兵庫県教育委員会『兵庫県の中世城館・荘園遺跡』(一九八二年)、真野三千代「島田遠江守の遺跡を訪ねて」(『あわじ』五「淡路地方史研究会会誌」二一)、一九八八年)、神代史談会『くましろのさと』(神代公民館、一九九〇年)、素川恒男編『みはらの文化―遺跡・遺物・伝説など』(三原町教育委員会、一九九二年)、宮本誠二「中世城館遺構から見た淡路の権力構造」(城郭談話会編『淡路洲本城』、一九九五年)、大江恒

雄「栗原城主島田遠江守・中の河城」(改訂増補『淡路地方史詳録』、神戸新聞総合出版センター、二〇一六年)、山上雅弘「栗原城」(中井均監修、城郭談話会編『図解 近畿の城郭』三、戎光祥出版、二〇一六年)など。

なお、中ノ河城・栗原城の位置については、城郭史分野の研究では地図で中ノ河城とした山頂の遺構を栗原城とし、中ノ河城はこれの別称とするものが多い。山麓の居館と山上の詰め城として一体的に把握する理解といえるが、両者はやや距離がある。淡路四草では両者は項目を分けて記載されており、小稿でもこれにならって両者をそれぞれ別の名称で表記しておく。

(25) 本稿関連地図に示した地名の現地比定については、法蔵寺畑中住職を通して地域の方々のご協力をいただいた。記して篤く御礼申し上げます。